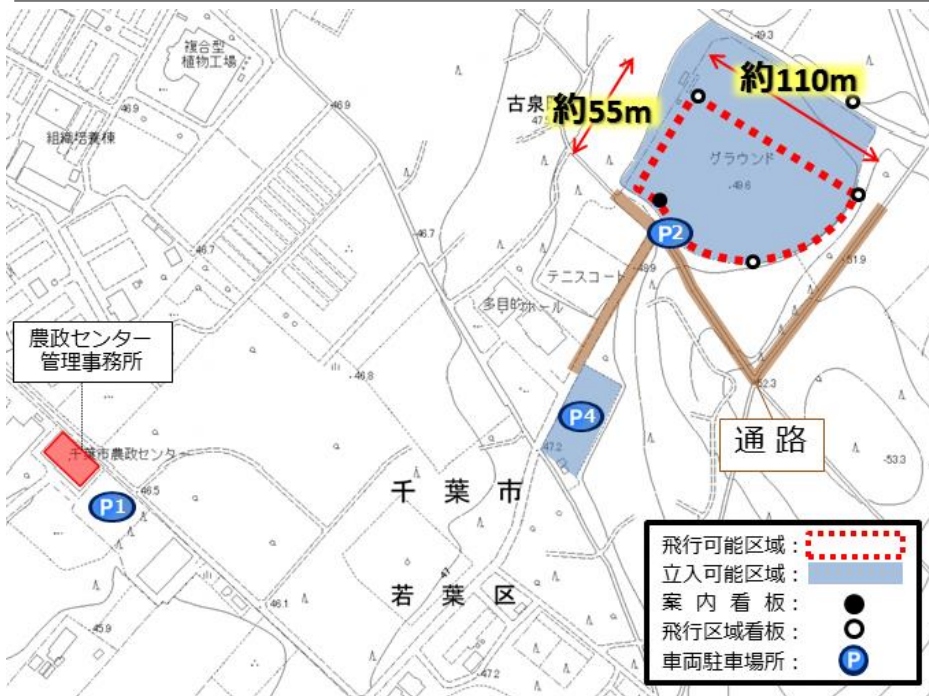




所在地	若葉区古泉町地内
フィールド範囲	上図の赤枠内
面積	約6,050平方メートル
フィールド特性	目的を問わず飛行検証が可能
飛行高度制限	地表から50メートルまたは15メートルまで（右図）
車両駐車場所	上図および裏面（P2、P4）
消防ヘリコプターの緊急着陸場	緊急着陸場に指定されていますので、注意が必要です。（「注意事項」参照）
その他	・実際に農業を散布することはできません。水で代用することになります。

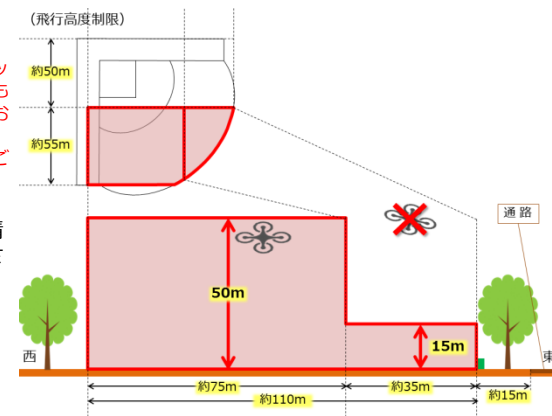
○ 利用当日のルール

- ・利用当日は、農政センター管理事務所に立ち寄り、利用開始および終了の旨を伝えてください。あわせて、フィールドの利用にあたり門扉の開閉が必要となるため、鍵を借り受けてください。貸出は当日限りです。（貸出は午前8時30分から、返却は午後5時30分まで）
※利用終了後は鍵の閉め忘れにご注意ください。
- ・フィールドの利用時間は、平日の午前9時00分から午後5時00分までです。
※フィールドの利用は1日単位、ドローンの飛行は日没まで、利用時間には準備片付けの時間も含まれます。
- ・利用開始および終了時には、国家戦略特区推進課へ電話連絡してください。

- あわせて、「Air Map」において、開始時に利用状況が表示されていることを確認し、利用終了時には非表示の手続きを行ってください。
- ・操縦者および利用できる機体は、「事前登録」で登録済みの方および機体のみとしています。
※未登録の操縦者および機体での飛行が生じる場合、利用する前に事前登録の変更を申し出、変更登録の完了後に利用可能となりますので、注意してください。
- ・飛行可能区域および飛行高度は、周辺の安全に配慮して設定していますので、規程範囲を守って飛行させてください。
- ・近接して「通路」があることから、車や第三者が通行することもあります。安全な距離を保った飛行、飛行中止も考慮したうえで、安全な利用を心がけてください。
- ・飛行の際には安全確保のための補助者を配置してください。
※飛行経路全体が見える位置、飛行可能区域とドローンの位置関係が分かる位置、第三者が立入る恐れがある位置
- ・補助者はドローンの飛行状況や周囲の気象変化等を常に監視し、安全を確保するための必要な情報を操縦者に指示伝達等を行ってください。
- ※フィールドの飛行ルールを逸脱する恐れのある場合、飛行経路の周辺に第三者の接近を確認した場合、異常を確認した場合など
- ・フィールドの利用承諾を受けていることがわかるもの（「利用申込」後の利用承諾通知）を常時携帯してください。
- ・利用者および関係者以外の第三者に利用させないでください。
- ・航空法等の関係法令に違反する行為を行わないでください。
- ・フィールド利用中に消防ヘリコプター等の接近または市職員等からの指示があった場合には、すみやかに飛行を中止してください。
- ・その他「千葉市ドローンフィールド利用要綱」を遵守し、安全管理を十分に行ってご利用ください。
- ・利用終了後は、「ちば電子申請システム」からアンケートにご協力ください。

○ 注意事項

- ・撮影により、第三者のプライバシーを侵害するおそれがないようにしてください。
- ・第三者や関係者または物件などに損害等を与えた場合、すみやかに国家戦略特区推進課または、農政センター管理事務所に連絡してください。
- ・火器類の使用は禁止です。
- ・フィールド内はすべて禁煙とします。
- ・火災にはご注意ください。
※ドローンの落下の衝撃により、機体のバッテリーから出火し、火災が発生することも想定されます。特に冬場は下草が枯れており、空気が乾燥する時期であることから、火災が発生しやすい状態となるため十分ご注意ください。
- ・物品販売等の営利行為は禁止です。
- ・利用後はすみやかに原状回復および清掃をし、ごみ等を放置しないでください。



● 問い合わせ

総合政策局総合政策部国家戦略特区推進課(市役所本庁舎5階)
電話：043-245-5347 FAX：043-245-5551 電子メール：drf@city.chiba.lg.jp





千葉県 ドローンフィールド 農政センター(グラウンド)

飛行高度制限



制限高度が異なります。

これより右側

右側 高度 50m まで

ドローンフィールドとは、
 ドローン産業の技術開発促進のため、
 重量が法人向けに限定するドローン
 (最大重量10kg)の飛行エリアです。
 ・後援機関やスクール等の利用が認め
 されています。
 ・千葉県に利用申込を行い、承認を受け
 法人が利用できます。
 ・一般の方の利用はできません。

利用者は「監視者」を配置し、
 飛行可能区域外へ飛行
 させないでください。
 安全管理を十分に行って利用
 してください。

● 敷設位置
 千葉県市川市緑町緑町農政センター 電話：043-245-5347

[illegible]

千葉県 ドローンフィールド

飛行可能区域

ドローン（産業用）技術開発の促進のため、千葉県が法人向けに提供するドローン（無人航空機）の飛行エリアです。探検・調査や、サービスの提供での利用はできません。また、承認を受けた法人が対象となります。

一般的な利用ではできません。

これらの左側での飛行は禁止です。右側が飛行可能区域です。飛行可能区域の範囲は、各都道府県、政令指定都市、市町村の条例により異なります。利用の際は、必ず各都道府県、政令指定都市、市町村の条例を確認してください。

※飛行許可申請

千葉県航空技術普及推進課 電話：043-245-5547

